

平成 30 年 1 月 名古屋港審議会専門部会会議録

- 1 開催日時 平成 30 年 1 月 16 日 (火) 午前 9 時 29 分～午前 9 時 50 分
- 2 開催場所 アイリス愛知 2 階 コスモスの間
- 3 出席者氏名 (50 音順、敬称略)
部会長 黒田 達朗 (名古屋大学大学院環境学研究科教授)
委員 小和田 亮 (港湾空港技術振興会会長)
河野 修平 (愛知県建設部長)
後藤 正三 (名古屋港運協会会長)
白石 好孝 (東海倉庫協会会長)
杉本 恒 (全日本港湾労働組合東海地方名古屋支部執行委員長)
坪井 伸夫 (名古屋海運協会会長)
中村 友美 (名古屋港管理組合議会副議長)
三浦 兼 (名古屋港長)
光安 達也 (名古屋市住宅都市局長)
横井 利明 (名古屋港管理組合議会議長)
臨時委員 池田 哲郎 (中部地方整備局名古屋港湾事務所長)
西本 俊幸 (中部運輸局次長)
(欠 席)
石澤 龍彦 (中部運輸局長)
塚原 浩一 (中部地方整備局長)

(名古屋港管理組合出席者)

専任副管理者	服部 明彦
企画調整室長	惠飛須 朗
総務部長	河合 伸和
港営部長	前田 功憲
建設部長	浅野 一光
企画調整室総合調整担当理事	吉永 宙司
企画調整室次長	岡田 康延

企画調整室政策推進担当参事 水 野 貢
総務部県市政策調整担当参事 鈴 木 英 文
港営部次長 柴 田 尊

会 議

[開会の辞]

○司会者・小林調整担当課長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開催させていただきます。

私は、本審議会の事務局を務めております名古屋港管理組合企画調整室調整担当課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元に配付させていただきます本日の審議資料につきまして確認させていただきたいと思います。

お手元にご用意しておりますのは、左側から、上から本日の次第、席次、審議会委員と専門部会委員の皆様の名簿、そして名古屋港審議会関係例規集、そして中央にまいりまして、白い冊子の「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」と、こちらの説明資料としましてカラーの資料で「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（説明資料）」と書いたものでございます。そして右にまいりまして、刊行物で「ようこそなごやこうへ」というものでございます。

以上でございますが、お手元にもしないようございましたらお申し出いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。

本来でありましたら、ご出席の委員皆様方を紹介させていただくのが本意ではございますが、時間の都合もございます。お手元に配付させていただきました名簿、そして席次をもちましてご紹介にかえさせていただきたいと思っております。

なお、ご発言の際には、恐れ入りますが、挙手の上、お名前をお願いできましたら幸いです。

当専門部会の議事進行につきましては、名古屋港審議会条例の定めによりまして、部会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速ではございますが、部会長からのご挨拶をもちまして、会議に入らせていただきます。

部会長、よろしくお願いいたします。

[部会長あいさつ]

○黒田部会長　おはようございます。部会長を務めさせていただいております名古屋大学の黒田でございます。

本日はというか、今年の名古屋は10年に一度以上ぐらいの非常に寒い冬でございますが、今日から何か急に暖かくなりまして。ちょうどいいタイミングでこの会議が開かれるということでございますが、早朝からお集りいただきましてどうもありがとうございます。

早速でございますが、ただいまから名古屋港審議会専門部会を開会させていただきます。

本日ここに名古屋港審議会専門部会を招集させていただきましたところ、委員の皆様方におかれましては、それこそ多忙中にもかかわらずご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件でございますが、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。よろしくご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、会議を進めてまいりたいと思います。

初めに、管理者からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

[管理者あいさつ]

○服部専任副管理者　名古屋港管理組合専任副管理者の服部でございます。おはようございます。

昨年6月に就任させていただきましたが、この専門部会あるいは本会の審議会は本月初めて出席させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、日ごろは名古屋港の管理運営あるいは発展につきまして委員の皆様にご多大なご支援とご指導いただいております。大変ありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

また、年が明けましてお忙しい時期に、ご多忙の中、本日出席いただきまして大変ありがとうございます。あわせまして本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年名古屋港でございますが、景気が拡大していく基調の中、港湾関係者の皆様のご努力によりまして16年連続で取扱貨物量全国一という見通しとなっております。また、外貿のコンテナ数につきましても堅調に増加した年でございます。

ただ、振り返ってみますと、名古屋港を取り巻く社会経済環境も大きく変化した年でございます。基幹航路の国際的なアライアンスの再編によりまして名古屋港の基幹航路の寄港便数も減少するという影響が出てまいった年でございます。また、欧州に続きまして、中国では電気自動車の政策転換が表明されるなど、その影響が産業のクラスター全体あるいは物流にどう影響が出てくるか、気がかりなところでございます。

こうした中で名古屋港におきましては、国の支援もいただきましてコンテナターミナル機能、それから完成自動車の機能強化に継続して取り組んでまいりました。また、一層のコンテナの生産性を高めていくために、港湾法の改正を踏まえまして四日市港と名古屋港一緒になりましてコンテナターミナルの運営を一体的に展開していく運営会社を昨年設立いたしました。新たに業務を開始したところでございます。

このような経済環境を踏まえまして、名古屋港、これからも選ばれる港であるように、機能の強化、それからそれを支える防災の強化、多くの県民市民の方に訪れていただけるような港づくり、あるいは港を担う次の世代の若い方々が港に魅力を持っていただけるような、そんな取り組みを継続して努力してまいりたいと思っております。

今後とも、委員の皆様におかれましては名古屋港へのご支援とご指導のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日諮問させていただきましたのは、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について」でございます。

港湾環境整備負担金対象工事の指定につきましては、平成 29 年度の負担金の対象となる港湾工事等を指定させていただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○黒田部会長 非常に貴重なご挨拶をいただきましてありがとうございました。

[委員出席状況報告]

○黒田部会長 それでは、審議に入ります前に、事務局から本日の出席状況につきましてご報告をお願いいたします。

○事務局・小林調整担当課長 それでは、ご報告させていただきます。

本日は、臨時委員といたしまして、中部地方整備局名古屋港湾事務所長の池田様、そして中部運輸局次長の西本様にご出席いただいておりますので、ご報告させていただきます。

委員総数 15 名のうち、ご出席いただいております委員 13 名でございます。

したがいまして、名古屋港審議会条例第 7 条第 2 項に定めております、委員総数の過半数を満たしております。

以上、ご報告申し上げます。

○黒田部会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告のとおり、定足数を満たしているということでございます。

[会議録署名者の指名]

○黒田部会長 続きまして、本日の会議録署名者でございますが、光安達也委員と坪井伸夫委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

[審議]

○黒田部会長 それでは、早速でございますが、審議に入りたいと思います。

港湾環境整備負担金対象工事の指定につきまして、ご説明お願いいたします。

○前田港営部長 港営部長の前田でございます。よろしくお願いいたします。

私から、港湾環境整備負担金対象工事の指定等についてご説明いたします。

お手元には白い冊子「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」をお配りしておりますが、その紹介は後ほどさせていただくことといたしまして、お手元にもう 1 冊配付させていただいておりますカラー刷りの資料「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（説明資料）」に負担金制度の概要なども含めてわかりやすく取りまとめておりますので、これに沿って説明させていただきます。

また、資料と同じ内容の前面スクリーンもご参照いただければと存じます。

それでは、失礼して着席にて進めさせていただきます。

初めに、港湾環境整備負担金制度の概要についてご説明いたします。

まず、制度の趣旨です。

港湾は、流通や生産の場として多様な活動が行われ、重要な役割を果たしているところですが、ほかの地域と比較して事業活動の集積が著しく、その結果、環境問題が発生しやすい状況にあり、環境の整備・保全が特に必要な状況にあります。

港湾の環境整備・保全のために港湾管理者が行う事業の効果は、港湾で事業活動を営んでいる事業者にも及ぶこととなります。

そのため、港湾で事業活動を営む事業者にも港湾の環境整備・保全の費用の一部の負担を求めることは、社会的衡平の観点から見て費用負担の適正化が図られるとの趣旨か

ら、港湾法に本制度が設けられたものでございます。

港湾環境整備負担金の対象となる工事は、港湾管理者が施工する3種類の工事があります。緑地等の港湾環境整備施設の建設または改良の工事、除草等の港湾環境整備施設の維持の工事及び港湾における漂流物の除去等の工事です。このうち、港湾管理者が指定し告示したものが負担金の対象工事となります。

負担の対象となる事業者は、負担対象工事の完了した日、毎年3月31日でございますが、負担区域内にある工場または事業場の水面を含む敷地の面積の合計が1万平方メートル以上の事業者です。なお、負担対象事業者は、工場、事業場の土地所有者ではなく、現に事業を営んでいる事業者となります。

負担区域は負担対象事業者及びその負担額を決定する場合に基準となる区域をいいます。負担区域は工事の種類によって区分され、建設・改良の工事及び維持工事は臨港地区、漂流物の除去等の工事は臨港地区と港湾区域を合わせたものとなっております。

負担金の計算は、負担対象工事費に負担割合を乗じ、負担区域全体の工場・事業場敷地面積等に対する各事業場の敷地面積等の割合を乗じて算定いたします。

負担割合は、負担対象工事に要した費用のうち事業者の方々にご負担いただく割合のことで、2分の1を基本とし、工事の種類や規模等を考慮して港湾管理者が定めております。

負担金の額は、負担対象工事の種類によって負担割合が異なるため、工事の種類ごとに算出いたします。

負担金の徴収手続は、対象工事の完了後、事業場敷地面積の届出により事業場面積の集計や負担対象工事を選定し、毎年度名古屋港臨港地区内企業連絡懇話会にてブロック別代表事業者の皆様方へご説明させていただいております。その後、港湾法に基づき名古屋港審議会の意見聴取を経て、負担対象工事の指定の告示、負担対象事業者への負担金額の確定通知、そして負担金の納付という流れとなっております。

以上が港湾環境整備負担金制度の説明となります。

それでは、本年度の負担対象工事の指定（案）についてご説明いたします。

まず、港湾環境整備施設の建設または改良の工事です。

当該工事は、昨年度末までに工事が完了したのものについて指定するものですが、本年度は中川運河（堀止）緑地整備工事、富浜緑地整備工事及び楠広場整備工事の3件を予定しております。

中川運河（堀止）緑地整備工事は、中川運河の堀止地区におきまして、堀止西側部分約 0.6 ヘクタールの緑地を整備したものでございます。

次に、富浜緑地整備工事は、富浜緑地入り口におきまして案内看板を新設及び移設したものでございます。

次に、楠広場整備工事は、楠広場におきまして公衆便所の改築をしたものでございます。

これらの工事に要した費用は、中川運河（堀止）緑地整備工事が 1 億 2,680 万円、富浜緑地整備工事が 114 万 4,000 円、楠広場整備工事が 4,486 万 9,000 円、合わせて 1 億 7,281 万 3,000 円となっております。

負担対象工事に要した費用のうち事業者の方々にご負担いただき負担割合は、おのの緑地の性質を考慮し、中川運河（堀止）緑地整備工事は、都市機能と連携し一般市民の利用が多く見込まれる緑地に係る工事のため 16 分の 1、富浜緑地整備工事は、緑地の造成時に適用した負担割合を適用して 2 分の 1、楠広場整備工事は、周辺住民の受益が多く見込まれる緑地に係る工事のため 8 分の 1 としております。負担区域は、臨港地区となります。

続きまして、港湾環境整備施設の維持の工事です。

これは、名古屋港内の既に整備した臨港緑地や緩衝緑地において除草、清掃、附属施設の修繕等を行うもので、昨年度実施したこれらの維持工事について指定するものです。

これらの維持工事に要した費用は 1 億 5,967 万 3,000 円で、負担割合は 2 分の 1、負担区域は臨港地区となります。

次に、港湾における漂流物の除去等の工事でございます。

これは、港湾区域である水域において大型漂流物の除去等を行うもので、昨年度実施した工事について指定するものです。

これら漂流物除去等のための工事に要した費用は 2,918 万 2,000 円で、負担割合は 2 分の 1、負担区域は臨港地区及び港湾区域となります。

参考といたしまして、港湾環境整備負担金徴収予定額は、表の一番下、右から二つ目に赤く枠囲みして記載しております 8,544 万 9,000 円で、1 平方メートル当たりの負担金額はその右の欄の 3 円 7 銭となるものでございます。

なお、この案につきましては、去る 10 月 6 日に、負担事業者の代表の方々にご理解とご協力をいただくためご説明させていただいております。

港湾環境整備負担金の概要等については以上でございますが、お手元に配付しております「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」についてご説明させていただきます。

まず、「港湾環境整備負担金対象工事の指定について（案）」の表紙をめくっていただきますと、1ページ目に、負担対象工事の指定の趣旨について掲載しております。

港湾法及び名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例に基づき、平成29年度の負担金対象に指定する港湾工事を定めるものでございます。

次に、2ページ、3ページには、先ほどご説明いたしました負担対象工事の概要等の内容について一表にまとめたのを、4ページには緑地整備箇所図を掲載しております。

以上をもちまして、港湾環境整備負担金対象工事の指定について概要説明を終わらせていただきます。

○黒田部会長　ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明にありました本件につきまして、ご質問またはご意見がございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

私からあれですが、堀止の、実質公園みたいなものですが、工事ってあと何年ぐらいのご予定でございますか。大体で結構ですけど。

○浅野建設部長　建設部長の浅野でございます。

今、おおむねのところは完成しておるんですけども、今後状況によって少しずつ、先ほどちょっと見ていただいたときに口のほうに少しまだ残りがあるんですけども、こちら少し順番にやっていくということで、特に何年までという形では決まっていない状態ではあるんですが、早目に完了させたいと思います。

○黒田部会長　ただ、おおむねもう完了して、あとは周辺のちょっと整備。

○浅野建設部長　そうですね。通路のような形のところが今残っているというような状況でございます。

○黒田部会長　はい。

あとは、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、今、中川運河とかでちょっと船を出して、観光用とか連絡用に少し試行が始まっております。

あと、名古屋市としては、できたら堀川も少しという話も出始めておりますので、ちょっとご参考まで。

ほか、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

お願いします。

○杉本委員　　じゃあ一つ。

全港湾の杉本です。よろしく願いいたします。

昨年ちょっと全国的に問題に上がったのが、ヒアリの問題が結構上がったと思うんですけれども、ここでいくと富浜緑地、あと楠広場でいけば NUCT とか、岸壁から近いというところもあってそういったところの調査等、これに関していけば整備施設の維持工事とかかわってくるのではないかなと思うんですけれども、その辺についてどのようなお考えをされているのか、ちょっと教えていただきたいです。

○黒田部会長　　お願いいたします。

○前田港営部長　　ヒアリの件につきましては、皆様に大変ご心配をおかけしたというふうに考えております。

こちらの環境整備負担金対象工事の指定につきまして、まだですねどうするかというのは、今後国交省とも相談していきたいというふうに思っておりますけれども、今のところはちょっとはっきりとしておりません。

またご報告させていただきたいと思います。ご相談させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○黒田部会長　　杉本委員、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

それでは、特にご意見等、ご質問出尽くしたようでございますので、本件につきましては管理者の諮問案を適当と認めてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。それでは、原案のとおり答申することを決定いたします。以上をもちまして、審議は終了いたしました。

会議の終了に当たりまして、管理者からご挨拶をお願いいたします。

〔管理者あいさつ〕

○服部専任副管理者　　委員の皆様におかれましては、慎重なご審議をいただきまして大変ありがとうございました。

今後とも名古屋港の管理運営並びに発展につきまして格別のご支援とご指導のほど
お願い申し上げまして、簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○司会者・小林調整担当課長　それでは、これもちまして名古屋港審議会専門部会を終了
させていただきます。

この後、隣室におきまして名古屋港審議会の開会を予定してございます。委員の皆様、
移動いただきまして、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

会議録署名者 部 会 長 黒 田 達 朗

委 員 光 安 達 也

委 員 坪 井 伸 夫